

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正（案）概要（平成25年度）

背景

原子力災害対策指針等の改正に加え、原子力防災訓練による検証結果、避難時間の推計等を計画に反映させるもの

①原子力災害対策指針の改正
（平成25年6月5日、9月5日）

②原子力防災訓練の実施結果
（平成25年11月5日、10日）

③避難時間の推計

④その他（災害対策基本法の改正など）

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

主な修正項目

- 1 緊急事態区分（EAL）の設定・・・①**
 - 発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定
- 2 緊急時モニタリング体制の見直し・・・①**
 - 国の総括の下、地方公共団体、原子力事業者が連携し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを実施
 - 地方公共団体は、国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定める。
 - 緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表は国が一元的に実施
- 3 運用上の介入レベル（OIL）の設定・・・①**
 - 空間線量率等に応じて運用上の介入レベル（OIL）を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施
- 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備・・・①**
 - 安定ヨウ素剤の緊急時の服用に係る体制や事前配布等の必要な措置を整備
 - 緊急時の服用については、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示する。
 - OPAZ外においては、地方公共団体は、緊急時に備えて安定ヨウ素剤を備蓄（30km以遠については引き続き検討）
- 5 輸送手段の複層化及び輸送手段の配分・・・②、③**

今後の課題

国の原子力災害対策指針において、今後改定が見込まれる事項への対応（実用発電用原子炉以外（人形峠環境技術センター）の緊急事態区分及びEPZ等の見直し、プルームの影響を考慮したPPA（50km圏）の導入、緊急時モニタリングのうち中期及び復旧期モニタリングの在り方）など

鳥取県広域住民避難計画

主な修正項目

- 1 海路及び空路による避難を追記・・・②**
 - 船舶、航空機、ヘリコプターを避難手段として追加
 - 確実かつ効率的な避難を行うためには、自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、**鉄路、海路、空路のそれぞれの特性を踏まえた上で、最適な避難手段を決定する。**

輸送手段	特性（メリット）	留意すべき点
共通事項	大量または迅速な輸送が可能	確実に確保できるとは限らない。
鉄道	大量輸送が可能。渋滞の影響を受けない（定時運行が可能）	JR境線は単線であり、運行に限界がある。地震による影響を受ける。
船舶	大量輸送が可能。渋滞の影響を受けない。	大型艦船は接岸に制約がある。天候や地震による影響を受ける。
航空機	遠隔地までの速やかな輸送	天候による影響を受ける。
ヘリコプター	離発着可能箇所が多い。	輸送可能数が限定的。天候による影響を受ける。

- 2 段階的避難の最適化・・・④**
 - 避難時間の推計を参考に、円滑な避難実施のための避難タイミングと区割りを最適化段階的避難による**渋滞の回避**（平均走行時間の短縮＝被ばくリスクの低減）

今後の課題

- 1 避難者の輸送手段（バス等）、避難行動要支援者の避難に必要な人員、福祉車両の確保**
- 2 住民に対する分かり易い広報の実施**
- 3 広域住民避難計画の継続的な改善**